

平成21年7月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(保)第11号 政務調査費不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年4月22日

判 決

栃木県大田原市:

原 告

栃木県大田原市本町一丁目4番1号

被 告

大 田 原 市 長

千 保 一 夫

同訴訟代理人弁護士

館 野 明

主 文

- 1 被告は、大田原市議会の会派である真政クラブに対し、18万円を大田原市に支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、大田原市議会の会派である真政クラブに対し、245万4015円及びこれに対する平成20年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を大田原市に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、大田原市の住民である原告が、大田原市から大田原市議会の会派である真政クラブ（以下「本件会派」という。）に交付された平成19年度4月ないし11月分の政務調査費のうち、本件会派が調査旅費名目により支出した245万4015円（以下「本件支出」という。）は、政務調査を実施した裏

付けがないなどを理由に不当利得に当たるとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本体会派に本件支出相当額の不当利得の返還等を請求することを求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び括弧内掲記の証拠により容易に認められる事実）

(1) 当事者

- ア 原告は、大田原市の住民である。
- イ 被告は、大田原市の市長である。
- ウ 本体会派は、大田原市議会の会派である。

(2) 政務調査費に関する関係法令等

- ア 平成20年法律第69号による改正前の地方自治法100条
13項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

- イ 平成19年大田原市条例第50号による改正前の大田原市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年大田原市条例第1号。以下「本件条例」という。甲1，乙1，4）。なお、同条例1条中の地方自治法は、平成14年法律第4号による改正前のものを指すと解される。

1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び同条第13項の規定に基づき、大田原市議会議員の調査研究に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2条（定義）

この条例において会派とは、大田原市議会会派に関する規約に定める会派をいう。

3条（交付対象）

政務調査費は、市政に関する調査研究その他の議会活動を共同して行うことを目的として、会派に対して毎年度交付する。

5条（使途基準）

会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに充ててはならない。

6条（経理責任者）

会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

7条（収支報告書の提出等）

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長を經由し市長に提出しなければならない。

（2項以下省略）

9条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

ウ 平成19年大田原市議会規則第2号による改正前の大田原市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する規則（平成13年大田原市議会規則第2号。以下「本件規則」といい、本件規則5条の使途基準を「本件使途基

準」という。甲1，乙2)

1条 (趣旨)

この規則は、大田原市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第1号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、大田原市補助金等の交付に関する規則(昭和51年規則第11号)に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

5条 (使途基準)

条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

別表 (第5条関係)

政務調査費使途基準

項目	内容
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)

(他の項目については省略)

(注) 視察等での日当の支給、私的に使用するもの、交際費(名刺代を含む。)は対象とならない。

(3) 政務調査費の交付

大田原市が本件条例に基づき本件会派に対して平成19年度4月ないし11月分の政務調査費として285万6000円を交付したところ、本件会派の経理責任者は、大田原市長に対し、平成19年11月2日、本件条例7条1項に基づき、交付された政務調査費のうち245万4015円を調査旅費として支出した旨記載した平成19年度4月ないし11月分の政務調査費収支報告書(以下「本件収支報告書」という。)を、大田原市議会議長を經由して提出した(甲2，乙5)。

- (4) 原告は、平成20年9月24日付けで、地方自治法242条1項に基づき、大田原市監査委員に対し、本件会派の平成19年度分のうち同年4月ないし11月分の政務調査費の支出は違法不当であるとして、本件収支報告書の写しを添付した上、住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）を行った。これに対し、大田原市監査委員は、本件収支報告書の写しは地方自治法242条1項にいう「証する書面」とは認められないなどとして、平成20年10月1日付けで本件監査請求を却下した（甲4，乙17）。
- (5) 原告は、平成20年10月29日、本件訴えを提起した（記録上明らかな事実）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件訴えは適法な監査請求を前置した適法なものか。

（被告の主張）

ア 「証する書面」の添付について

原告は、本件監査請求において、本件収支報告書上使途の詳細が明記されておらず、領収書の添付もなかったから、本件支出は本件使途基準に違反する違法不当なものであると主張し、「証する書面」として本件収支報告書の写ししか添付しなかった。しかし、本件収支報告書に支出金額についての具体的な説明が記載されていなかったからといって、そのことが違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）の存在を疑わせるとはいえない。また、平成19年当時の本件条例及び本件規則では、政務調査費の収支報告書に領収書を添付することは義務付けられていなかったから、本件収支報告書に領収書が添付されていなかったからといって、そのことが違法又は不当な当該行為等の存在を疑わせるともいえない。したがって、本件監査請求は、違法又は不当な当該行為等を証する書面を添付せずにされた不適法なものである。

イ 請求の特定について

住民監査請求は、監査委員が対象とされる当該行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するところ、本件監査請求は、当該行為等を個別的、具体的に摘示してされたものではなかった。したがって、本件監査請求は、請求の特定を欠き不適法である。

ウ 監査請求期間の徒過について

大田原市は、平成19年5月10日及び同年8月15日、本件会派に対して平成19年度分のうち同年4月ないし11月分の政務調査費を交付した。また、本件会派は、同年7月23日及び同月26日に政務調査費を用いた視察を行い、同年8月31日に調査旅費を支出した。しかし、原告は、上記交付及び支出から1年を経過した後である平成20年9月24日に本件監査請求を行った。

また、原告は、同年7月8日、情報公開請求により本件収支報告書の写しを交付され、それにより住民監査請求をするに足りる程度に当該行為等の存在又は内容を知ることができた。それにもかかわらず、原告が本件監査請求をしたのは同日から3か月弱が経過した同年9月24日であったから、本件監査請求は監査請求期間徒過につき正当な理由（地方自治法242条2項ただし書）があるともいえない。

したがって、本件監査請求は、監査請求期間を徒過してされた不適法なものである。

エ 以上より、本件訴えは適法な監査請求を前置しないでされた不適法なものである。

(原告の主張)

ア 「証する書面」の添付について

原告が本件監査請求に際し本件収支報告書の写ししか添付しなかったの

は、原告が大田原市の情報公開条例に基づいて情報公開を請求しても、本件収支報告書以外の文書が公開されなかったからである。

イ 請求の特定について

監査委員は、住民監査請求の対象が特定されない場合であっても、特定されない対象について何らかの監査を行うべきであって、対象が特定されていないという理由で住民監査請求を却下することはできない。したがって、本件監査請求の対象が特定されていなかったとしても、本件監査請求は適法である。

ウ 監査請求期間の徒過について

政務調査費の収支報告書は提出されたときから約30日を経過してから公開されるから、その時点をもって監査請求の起算日と解すべきである。本件収支報告書は平成19年11月2日に大田原市議会議長に提出されたところ、原告は、その約30日後から1年を経過する前である平成20年9月24日に本件監査請求を行った。したがって、本件監査請求は監査請求期間を徒過してされたものではない。

エ 以上より、本件監査請求は誤って却下されたのであるから、本件訴えは適法である。

(2) 本件支出は本件用途基準に違反し、違法か。

(原告の主張)

本件収支報告書には、調査旅費として245万4015円を支出したとの記載があるのみで、備考欄に主な調査先及び調査内容の記載がなく、領収書も添付されていなかったから、本件会派が本件用途基準に適合した政務調査を実施した裏付けはない。したがって、本件会派は、本件政務調査費を不当に利得したものである。仮に本件会派が政務調査を行っていたとしても、収支報告書の備考欄に主な調査先及び調査内容の記載がなく、領収書も添付されていなかったから、本件支出は不当利得を構成する。

なお、本件会派が行ったとする調査は、視察であって調査ではない。

(被告の主張)

本件会派は、北海道美唄市及び旭川市並びに鳥取県鳥取市及び倉吉市を視察した際に要した調査旅費として政務調査費を支出しており、本件支出は本件使途基準に違反しない。

原告は、本件収支報告書に領収書が添付されていなかったことから、本件支出が不当利得になると主張するが、本件収支報告書が提出された平成19年11月2日当時、本件条例及び本件規則では政務調査費の収支報告書に領収書その他支出を証する書面を添付することは義務付けられていなかったから、本件収支報告書に領収書が添付されていなかったからといって、本件支出が不当利得になることはない。

なお、本件会派は日当として合計18万円を支出したが、これは宿泊費及び日当を大田原市の旅費支給条例に基づいて支給する旨の会派代表者会議の申合せに基づく。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件訴えは適法な監査請求を前置した適法なものか。) について

(1) 「証する書面」の添付について

地方自治法242条1項が、住民監査請求について、違法又は不当な当該行為等を証する書面を添付することを要求している趣旨は、監査事務の遂行をより有効適切に行い得るよう請求内容を特定すると同時に、監査を請求する根拠を求めることにより住民が事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止しようとする点にあると解される。したがって、事実を証する書面は、違法又は不当な当該行為等があることを証明するに足りるものである必要はなく、監査を求めている根拠として一定の客観的事実があることを示す書面であれば足りるというべきである。

原告は、本件収支報告書の写しのみを添付して本件監査請求を行ったが(乙

14, 15), 本件収支報告書は, その欄外に「備考欄には, 主たる支出の内訳を記載する。」との注記があるにもかかわらず, 具体的な支出としては調査旅費の金額欄に「2, 454, 015」と記載されているのみで, その備考欄その他に同支出の内訳は一切記載されていなかった(甲2, 乙5)。本件会派が大田原市に対し, 本件支出について金額しか記載せず, 注記にもかかわらずその内訳を記載せずに収支報告書を提出した事実は, 本件会派が同調査旅費を適正な政務調査に係る調査旅費として実際に支出したか, またその金額が適正なものであるか等について一応疑義を生じさせるから, 本件収支報告書は, 原告が本件支出につき監査を求めている根拠として一定の客観的事実があることを示す書面であるということが出来る。

したがって, 本件収支報告書の写しを添付してされた本件監査請求は, 事実を証する書面を添付してされたといえる。

(2) 請求の特定について

住民監査請求においては, 対象とする当該行為等を監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく, 当該行為等を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的, 具体的に摘示することを要するが, 監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載, 監査請求人が提出したその他の資料等を総合して, 住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば, これをもって足り, 上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的, 具体的に摘示することを要するものではないというべきである(最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決・民集44巻4号719頁, 同平成16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁, 同平成16年12月7日第三小法廷判決・集民215号871頁参照)。

本件において, 原告は, 大田原市監査委員に対し, 平成20年9月24日, 「大田原市職員措置請求書」と題する書面(監査委員に対し監査措置を求め

る旨を記載したものであり、監査請求書であると認められる。乙14)及び事実を証する書面として添付された本件収支報告書の写し(乙15)を提出しており、これによれば、原告において本件支出は調査旅費として支出した裏付けがなく政務調査費の目的外使用に該当すると主張していることが明らかであるから、本件監査請求を受けた大田原市監査委員は、大田原市長が本件会派に対する本件支出相当額の返還請求を怠っていることが監査請求の対象であるということを認識することができるといえる。

したがって、本件監査請求は、請求の特定に欠けるところはない。

(3) 監査請求期間の徒過について

本件監査請求は、「本件会派は政務調査費を用途基準に反して支出して違法不当に利得しているから大田原市に対し不当利得返還義務を負うところ、大田原市長はその返還請求をすることを怠っているから、大田原市長に対し、損害のてん補と改善のために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。」という趣旨のものである(乙14)。このように、本件監査請求は、被告の公金の支出等財務会計上の行為自体を問題としているのではなく、本件会派が用途基準に反して政務調査費を費消して不当利得しているのに、被告がその返還請求を怠っているとしてされたものであるから、地方自治法242条2項の適用はないと解すべきである。

したがって、本件監査請求は、監査請求期間の制限を受けないから、監査請求期間徒過を理由に不適法とはならない。

(4) そして、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができるものと解すべきである(最高裁判所平成10年12月18日第三小法廷判決・民集52巻9号2039頁参照)。

(5) 以上より、本件訴えは、適法な監査請求を前置した適法なものである。

2 争点(2)(本件支出は本件用途基準に違反し、違法か。)について

- (1) 平成20年法律第69号による改正前の地方自治法100条13項及び14項が定める政務調査費の交付制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会が担う役割が一層重要となり、これに伴い地方議会の審議機能を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実する目的で、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

前記のとおり、大田原市は、平成20年法律第69号による改正前の地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、政務調査費に関して本件条例及び本件規則を制定し、その中で政務調査費の使途基準(本件使途基準)を定め、大田原市議会の会派が政務調査費をこの使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに充ててはならないとしている(本件条例5条)。したがって、大田原市議会の会派が政務調査費を本件条例5条及び本件使途基準に違反する支出に充てた場合には、正当な政務調査費としての支出であるということはできないから、当該支出は、法律上の原因を欠き、不当利得を構成すると解すべきである。そして、地方議会の議員は、市政等の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動を行うことが期待されており、その調査研究の対象は広範囲に及び、調査方法も多岐にわたること、本件条例5条及び本件使途基準の規定や、前記の政務調査費制度の趣旨を踏まえると、本件条例5条及び本件使途基準により支出が認められる政務調査費は、相当程度広い範囲の活動に関する費用であると解される。他方、政務調査費の財源は、市民の経済的負担に依拠していることから、政務調査費としての支出は、無制約に認められるものではなく、その必要性、合理性を明らかに欠くような場合等には、本件条例5条に違反すると認められる。以上にかんがみると、政務調査費の支出が本件条例5条及び本件使途基準に適合するかどうかは、会派が行った調査研究の目的と市

政の関連性、調査研究活動の内容と調査研究目的の関連性、支出額の相当性、調査研究結果の市政への影響等を総合的に考察して、判断するのが相当である。

以上を前提に検討する。

(2) 証拠（乙6ないし13）及び弁論の全趣旨によれば、本件支出の使途等について、以下の事実が認められる。

ア 本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、平成19年7月23日から同月25日までの間、北海道美唄市及び旭川市を視察した。その概要は、以下のとおりである。

（ア）美唄市の視察について（乙12）

a 調査目的

大田原市は、地域によっては高齢化率30パーセントを超えているところがあり、介護が必要な状態にならないよう高齢者の生活機能の低下を未然に防止する介護事業を推進する必要があるところ、その参考とするため、美唄市が行っているIT技術を活用した介護予防の取組を視察する。なお、美唄市の高齢化率は30.5パーセントである。

b 調査活動の内容

本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、美唄市を訪問してIT技術を活用した介護予防支援システムを視察し（同システムを実際に操作するなどした。）、以下の調査結果及び所感を得た。

美唄市は、平成16年から平成20年にかけて国及び北海道から5000万円の補助を受けて介護予防支援システムを導入し、高齢者にパソコンを貸与して、インターネットを利用した映像配信による運動機能向上や双方向通信による栄養指導等の介護予防支援を行っている。同システムによる介護予防支援により、一人暮らしの老人の安否確認をし、グループによる集まりで高齢者同士がお互いの確認をする

ことなどができるため、現在の台数（17台）ではまだ不足のようだが、豪雪地帯で高齢者の外出や保健師の訪問等が困難な美唄市にあってかなりの効果を上げている。

大田原市は高齢化率が高まりつつあり、寝たきり老人ゼロを目指しているところ、特に中山間地域における一人暮らし世帯に上記のようなシステムを整備することができれば、一人暮らし老人は安心して生活することができると思われる。

(イ) 旭川市の視察について（乙12）

a 調査目的

大田原市には天体観測施設を建設する計画があるので、施設設計・計画からオープンまでの経緯、天文台の機器管理、必要なスタッフ、施設の教育活用方法について調査する。

b 調査活動の内容

本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、旭川市を訪問して旭川市科学館を視察し、以下の調査結果及び所感を得た。

旭川市科学館は、生涯学習センター基本構想・基本計画を基に、科学体験、展示、プラネタリウム、天文台、実験実習室等の設備を持つ科学館として平成17年7月にオープンし、その総事業費は48億9562万5000円である。天文台は、専門的知識を持った職員1名及び嘱託職員1名で運営されているが、休日にイベントがあるときは、ボランティアに協力してもらっている（ボランティア200名、天文同好会70名）。また、旭川市科学館は、学校連携事業に取り組み、学校などへの出前講座も行っている。旭川市科学館は、旭山動物園と一体の年間パスポートを発行することにより入館者数が伸びており、入館者比率も中学生以上が50パーセントを超えている。もっとも、旭川市科学館は、正職員の人件費を別にして維持費が年間約2億30

00万円掛かるのに対し、入館料収入は年間約5000万円であることから、今後の維持管理に注目したい。

大田原市の計画では、天体観測施設の運営をボランティアで賄おうとしているが、それでは仲間内だけのクラブ等になりかねない危険があり、専任の職員を配置してしっかりとした対応をとってもらいたい。また、現在小中学生の理科離れが進行していることから、総合型の学習施設を整備すべきではないか。さらに、人件費やメンテナンスに多くの経費を要するので、大田原市においても経費の節約を考えておく必要がある。

(ウ) 政務調査費の支出内訳（乙9ないし11，弁論の全趣旨）

空港送迎バス代 5万2500円

有料道路代・駐車料 1万4020円

航空券代 52万円（5万2000円×10人分）

現地貸切バス代 30万6000円

宿泊費 29万6000円（1泊当たり1万4800円×2泊分×10人分）

日当 9万円（1日当たり3000円×3日分×10人分）

以上合計127万8520円

(エ) 調査結果の報告

本件会派は、平成19年8月10日、大田原市議会議長に対し、美唄市及び旭川市の調査に関する計13頁の行政視察報告書（乙12）を提出した。

イ 本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、平成19年7月26日から同月28日までの間、鳥取県鳥取市及び倉吉市を視察した。その概要は、以下のとおりである。

(ア) 鳥取市の視察について（乙13）

a 調査の目的

大田原市の自県産木材（県産材）活用の参考とするため、鳥取市が行っている学校校舎及び学校用家具に県産材を活用する事業について、事業の目的、経緯、現在の状況等を調査する。

b 調査活動の内容

本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、鳥取市を訪問して鳥取市立若葉台小学校を視察し、以下の調査結果及び所感を得た。

鳥取県は、平成2年に県産材の利用促進のための単県補助事業として木の学舎整備推進事業を開始し、鳥取県家具工業組合が実施主体となって小学生用の学習机やいすを開発し、平成3年度から県内の小学校に木材の机やいすを導入している。鳥取県は、県産材の需要拡大を図るため、木製品の宣伝を進めるとともに公共土木工事などで県産材利用を進めており、また、林業の生産性を高めるため、林業機械の導入、林道・作業道・加工施設などの整備・支援を行っていく方針である。鳥取市は、平成10年度から学校施設への県産材利用を推進しており、同市内の中学校18校中4校及び小学校44校中6校の床、羽目板、戸部の各一部に県産材が使用されている。

鳥取市立若葉台小学校は、平成9年度に開校した児童数530名の小学校であり、平成8年度に216万円の費用を投じて120組の学習机及びいすを導入し（1組当たり1万8000円。ただし、県から72万円が補助された。）、平成15年度に498万7500円の費用を投じて250組の学習机及びいすを導入した（1組当たり1万9000円及び消費税。県からの補助はなかった。）。

大田原市は、黒羽地区を筆頭に多くの森林を有し、またその有する人工林は伐採期を迎えつつあるが、それらの資源が十分に活用されているとはいい難く、今後、県産材需要を更に拡大するための施策を講

じる必要があるが、鳥取市の取組は、県産材の需要拡大の効果に加え、健康上の効果、感覚的効果、教育的効果等も認められることから、大田原市も補助制度の導入を積極的に検討し、市民や民間企業に対する普及活動、宣伝活動を行っていくべきである。

(イ) 倉吉市の視察について (乙13)

a 調査の目的

大田原市の観光事業の参考にするため、倉吉市における白壁土蔵群の保存取組、その活用の経緯、現在の状況、今後の方針等を調査する。

b 調査活動の内容

本件会派に所属する大田原市議会議員10名は、倉吉市を訪問して倉吉レトロまちかど博物館及び株式会社赤瓦を視察し、以下の調査結果及び所感を得た。

倉吉市は、昭和54年度に国及び鳥取県の補助を受けて街並み保存対策調査を実施し、平成8年、同市の一部を対象とした倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、街並みの保存を図っている。

白壁土蔵群が多くある通りでは、約600メートルにわたり57軒の店舗で歴史的物品を展示しており、倉吉レトロまちかど博物館と名付けられている。また、平成9年9月に設立された第三セクター方式による株式会社赤瓦が、土蔵等を活用した7施設を開設して中心市街地活性化に取り組んでいる。

倉吉市は、江戸時代から昭和にかけての各時代の産物が豊富に存在しているという強みがある一方、観光地としての幅の広がりが少ないという弱みがあり、今後、中心市街地への観光エリアの拡大、観光地と商店街の連携による消費拡大、団塊の世代の退職に伴う市場拡大を目指す必要がある。

大田原市の場合、歴史的史跡が点在して街並みとして一体となって

いるところはないため、それぞれの特性を持った建物に見合った企画を考へて保存したり、観光客が長くとどまれるような工夫をする必要がある。観光は総業産業であり、地域活性化や地域の魅力のパロメーターであることから、合併後更に増えた大田原市の文化・芸術・歴史を見直し、地域資源を活かすためのプロジェクトを立ち上げることを提案したい。

(ウ) 政務調査費の支出内訳 (乙6ないし8, 弁論の全趣旨)

JR運賃 10万7100円 (1万1900円×9人分)

JR運賃・ジパング 8320円 (8320円×1人分)

モノレール運賃 9400円 (940円×10人分)

航空券代 29万6000円 (2万9600円×10人分)

現地貸切バス代 35万7750円

駐車料 3050円

乗務員宿泊費 7875円

宿泊費 29万6000円 (1泊当たり1万4800円×2泊分×1

0人分)

日当 9万円 (1日当たり3000円×3日分×10人分)

以上合計117万5495円

(エ) 調査結果の報告

本件会派は、平成19年8月20日、大田原市議会議長に対し、鳥取市及び倉吉市の調査に関する計30頁の行政視察報告書(乙13)を提出した。

(3) 以上認定の事実に基づいて、本件会派による各支出が本件条例5条及び本件用途基準に違反するかどうかについて、判断する。

ア 美唄市及び旭川市の視察について

(ア) 美唄市の視察は、IT技術を活用した介護予防の取組を調査すること

を目的とするものであって、高齢化が進んだ地域を有する大田原市政と関連性があるといえ、その調査活動の内容も、美唄市に導入され、実際に運用されている介護支援システムを直接視察し、その効用を実体験する等、上記目的に沿っている。旭川市の視察は、天文台等の施設を有する旭川市科学館の運営状況等を調査することを目的とするものであって、天体観測施設の建設計画がある大田原市政と関連性があるといえ、その調査活動の内容も、旭川市科学館を訪問し、その運営状況等を調査する等、上記目的に沿ったものであるといえる。上記のような視察内容に加え、大田原市と美唄市及び旭川市との位置関係や交通事情に照らすと、本件会派が空路を利用して2泊3日の日程で視察を行ったこと及びそのための経費として前記金額の交通費等（日当を除く。）を支出したことが不合理、不相当であるとはいえない。また、本件会派は、視察後、大田原市議会議長に対し、美唄市及び旭川市の調査結果の報告、視察した議員の所感、大田原市政への提言等を記載した行政視察報告書を提出した。これらの事実を総合的に考察すると、本件会派は、政務調査として美唄市及び旭川市を実際に視察したものであり、そのために政務調査費を支出したことは、本件用途基準に適合するといえることができる。

したがって、美唄市及び旭川市の視察に要した交通費、旅費、宿泊費等の支出（空港送迎バス代、有料道路代・駐車料、航空券代、現地貸切バス代及び宿泊費に係る支出）は、議員の調査研究活動として必要な経費であったと認められ、これを政務調査費から支出したことは本件用途基準に適合し、本件条例5条に違反しないと認められるから、本件会派が上記支出相当額を法律上の原因なく利得したと認めることはできない。

これに対し、原告は、収支報告書の備考欄に主たる支出の内訳を記載せず、領収書も添付しなければ、その支出に係る政務調査費は不当に利

得されたものであると主張するが、採用できない。

(イ) 本件会派は、上記視察期間中の議員に対する日当を政務調査費から支出している。上記視察は、政務調査費の支出が許される調査研究活動ではあるが、本件用途基準は、視察等での日当を政務調査費から支出することを許していない（前記第2の1の前提事実(2)ウ）。被告は、大田原市の旅費支給条例に基づく金額の日当を政務調査費から支出することを認める旨の会派代表者会議における申合せがあり、上記日当相当額はこれに基づき支出されたと主張するが、議会で制定された条例及び規則に基づく本件用途基準を議会の会派代表者会議の申合せにより変更することはできないと解されるから、本件用途基準に反して日当を支出することは、許されない（これに反する被告の主張は、採用することができない。）。

したがって、本件会派が大田原市から交付された政務調査費の中から上記視察期間中の日当を支出したことは、法律上の原因なく利得したものであるべきであって、大田原市はこれにより同額の損失を受けたと認められる。

以上によれば、本件会派は同日当相当額9万円を不当に利得したものであるべきであって、被告は本件会派に対し不当利得返還請求権に基づき同利得（9万円）の返還を請求すべき義務を負う。

イ 鳥取市及び倉吉市の視察について

鳥取市の視察は、教育機関における県産材活用状況等を調査することを目的とするものであって、多くの森林を有する大田原市政と関連性があるといえ、その調査活動の内容も、県産材を利用した学習机やいすを導入している小学校を直接視察し、その取組を見聞する等上記目的に沿ったものといえる。倉吉市の視察は、同市に古くから存在する白壁土蔵群を活用した観光事業等を調査することを目的とするもので、観光事業の推進を図る

うとする大田原市政と関連性があるといえ、その調査活動の内容も、白壁土蔵群や株式会社赤瓦の取組を調査する等、上記目的に沿ったものといえる。上記のような視察内容に加え、大田原市と鳥取市及び倉吉市との位置関係や交通事情に照らすと、本件会派が空路を利用して2泊3日の日程で視察を行ったこと及びそのために前記金額の交通費等（日当を除く。）を支出したことが不合理、不相当であるとはいえない。本件会派は、視察後、大田原市議会議長に対し、鳥取市及び倉吉市の調査結果の報告、視察した議員の所感、大田原市政への提言等を記載した行政視察報告書を提出した。これらの事実を総合的に考察すると、本件会派は、政務調査として鳥取市及び倉吉市を実際に視察したものであり、そのために政務調査費を支出したことは、本件使途基準に適合すると認められる。

したがって、鳥取市及び倉吉市の視察に要した交通費、旅費、宿泊費等の支出（JR運賃、モノレール運賃、航空券、現地貸切バス代、駐車料、乗務員宿泊費及び宿泊費に係る支出）は、政務調査費の支出として本件使途基準に適合し、本件条例5条に違反しないと認められるから、本件会派が大田原市から交付を受けた政務調査費をこれらの支出に使用したことは、大田原市に対する不当利得を構成するものではない。

しかしながら、本件会派が政務調査費から日当を支出したことは、前記のとおり、本件使途基準に違反し、許されないから、本件会派は、法律上の原因なくこれを利得したものというべきであり、大田原市はこれにより同額の損失を受けている。したがって、本件会派は同日当相当額9万円を不当に利得したものというべきであって、被告は本件会派に対し不当利得返還請求権に基づき同利得（9万円）の返還を請求すべき義務を負う。

- (4) ところで、原告は、被告に対し、本件会派が違法に支出した政務調査費の返還のほか、これに対する訴状送達の日翌日である平成20年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めている

る。その趣旨は明らかでないが、仮に不当利得の悪意の受益者としての利息（民法704条前段）を請求する趣旨であるとしても、本件会派が日当相当額の利得につき悪意であったことを認めるに足りる的確な証拠はない。また、これが遅延損害金を請求する趣旨であるとしても、本件会派の負う不当利得返還債務が同日以前に遅滞に陥ったことの主張立証もない。したがって、被告に対し、本件会派に対して上記年5分の割合による金員の支払を請求するよう求める原告の請求は理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、本件会派に18万円を支払うよう請求することを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 竹 内 民 生

裁判官 熊 代 な つ み

裁判官 近 藤 義 浩

これは正本である。
平成21年7月15日
宇都宮地方裁判所
近藤義浩 印